



那須烏山市立烏山中学校いじめ防止基本方針

令和6年度

【学校教育目標】 基本目標 心豊かで健やかな体を持ち、自ら学ぶ姿勢と社会の変化に対応できる行動力を備え、自立できる生徒を育成する。 具体目標 ・意欲をもって自ら学ぶ生徒〈知〉 ・思いやりと責任感のある生徒〈徳〉 ・明るくて健やかな生徒〈体〉 【めざす学校像】 (1) 学びに向かう学校 (2) 心が通う学校 (3) 明日を創る学校	
---	--

【目指す生徒像】 (1) 基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び続ける生徒 (2) 豊かな心を持ち、自他の人権を尊重し、思いやりのある生徒 (3) 健康で、たくましく、勤労意欲のある生徒	【目指す教師像】 (1) 生徒の将来を見据え、生徒のよさや可能性を伸ばせる教師 (2) 豊かな人間性を備え、自ら学び実践する教師 (3) 幅広い教養をもとに、生徒とともに考え、生徒から学ぶ教師
---	---

【目標】 いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という危機意識を持ち、すべての生徒を対象に、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる取り組みを推進する。 (1) 「いじめは絶対に許されない」という強い認識に立って、「いじめをしない・させない・見逃さない」という雰囲気をつくる。 (2) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 (3) いじめの未然予防・早期発見のための様々な手段を講じる。また、早期解決のために当該生徒の安全を保証するとともに適切で毅然とした指導を行う。 (4) 保護者や地域そして関係機関と連携を深め、協力して問題に対応する。	
---	--

【PTA・地域との連携】 PTA 役員 学年 PTA 学校評議委員 主任児童委員 民生委員 等	【学校いじめ防止協議会】[定期開催] 〈目的〉いじめ問題の未然防止・早期発見のため、学校・家庭・地域・関係機関が共に協議し、共通理解にたった課題解決に向けての方策等についての話し合いを行う。 〈委員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、道徳教育推進教師、人権教育主任、学習指導主任、PTA 代表、スクールカウンセラー、警察（スクールサポーター等） 【校内いじめ対策委員会】[随時開催] 〈目的〉学校における様々な教育活動において、いじめ未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を認知した際には、早期解決に向けて組織的に対応する。 〈委員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	【関係機関】 那須烏山市教育委員会 那須烏山市こども課 那須烏山警察署 県北児童相談所 塩谷南那須教育事務所 等
---	--	--

【いじめの未然防止】〔未然防止のための取組等〕 ○ 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践する。 ○ 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。 ○ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。 ○ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。	
---	--

【いじめの早期発見】〔いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等〕 ○ いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。 ○ 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。 ○ いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。 ○ 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。 ○ 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。 ○ 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にする。	
---	--

【いじめの早期解決】〔発見したいじめに対する対処〕 ○ いじめられている生徒を徹底的に守る。 ○ いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応する。 ○ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思ひ込むことなく、組織的かつ継続的に対応する。 ○ いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導する。 ○ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組む。 ○ いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成する。 ○ 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努める。	
---	--

※相談等がある場合には、教頭まで連絡してください。